

2013年3月7日

日 本 銀 行

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」（平成22年11月5日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

本件は、バーゼル銀行監督委員会が平成22年12月に公表した「バーゼルIII：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」に沿って、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」（平成二十四年金融庁告示第二十八号）が平成25年3月31日から適用されることを踏まえたものです。

以 上

<本件照会先>

金 融 市 場 局 蒲 地 (03-3277-1272)

山 崎 (03-3277-2687)

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」中一部改正

○ 3. (1) ハ. を横線のとおり改める。

ハ. 銀行法（昭和56年法律第59号）第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、基準時点（受託者の選定を行う日（以下「選定日」という。）の直近の決算期末（中間期末を含む。以下同じ。）をいう。ただし、受託者の選定の応募締切日において直近の決算期末の当該計数が判明していない場合には、当該計数が判明している直近の決算期末とする。以下同じ。）において、国際統一基準が適用される先については普通株式等 Tier 1 比率 4.5%以上、Tier 1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。ただし、考査等から得られた情報に照らし、同水準が一時的なものと認められるとき、当該基準時点以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。

(附則)

1. この一部改正は、平成25年3月31日から実施する。
2. 3. (1) ハ. に定める自己資本比率は、普通株式等 Tier 1 比率については、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間は3.5%以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間は4%以上とし、Tier 1 比率については、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間は4.5%以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間は5.5%以上とする。